

ぶらすメンバーの会



質問（しつもん）やコメントはここからできます⇒

# ① かていちょうこども家庭庁って？

こどもまんなか  
こども家庭庁

かていちょう  
こども家庭庁は、

せいさく ぜんたい  
こども政策全体のリーダーです！



かていちょう  
こども家庭庁のもとで、

しゃかい  
「こどもまんなか社会」をつくっていきます！

かていちょう  
① **こども家庭庁**って？



かていちょう たいせつ  
**こども家庭庁が大切にすること**

① こどもの目線、子育てをしている人の声を大切にします。

② 地方自治体（都道府県・市区町村）と協力します。

③ NPOや地域の人たちと話し合い、協力します。



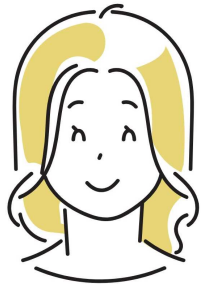
## ② <sup>きほんほう</sup>こども基本法って？

<sup>きほんほう</sup>こども基本法が<sup>れいわ</sup>令和5年4月1日に<sup>せこう</sup>施行(<sup>うご</sup>動き出す<sup>だ</sup>こと)しました。

<sup>きほんほう</sup>こども基本法は、<sup>わかもの</sup>こどもや<sup>かん</sup>若者に関する<sup>とりくみ</sup>取組(<sup>しさく</sup>こども施策)を進めていく<sup>うえ</sup>上で<sup>きほん</sup>基本となる<sup>き</sup>ことを<sup>ほうりつ</sup>決めた法律です。



## <sup>きほんほう</sup>こども基本法って？よくわからないな



わかりやすく  
まとめた  
動画  
があります！



<https://youtu.be/NMw-JqACFLM>

## ② きほんほう こども基本法って？



きほんほう  
こども基本法では、

くに とどうふけん しゅちやうそん  
国や都道府県、市区町村は、

しやく おこな いけん と ひつ  
こども施策を行うときにこどもの意見を取り入れるため、必

よう おこな さだ だい じやう  
要なことを行うと定められています。（第11条）

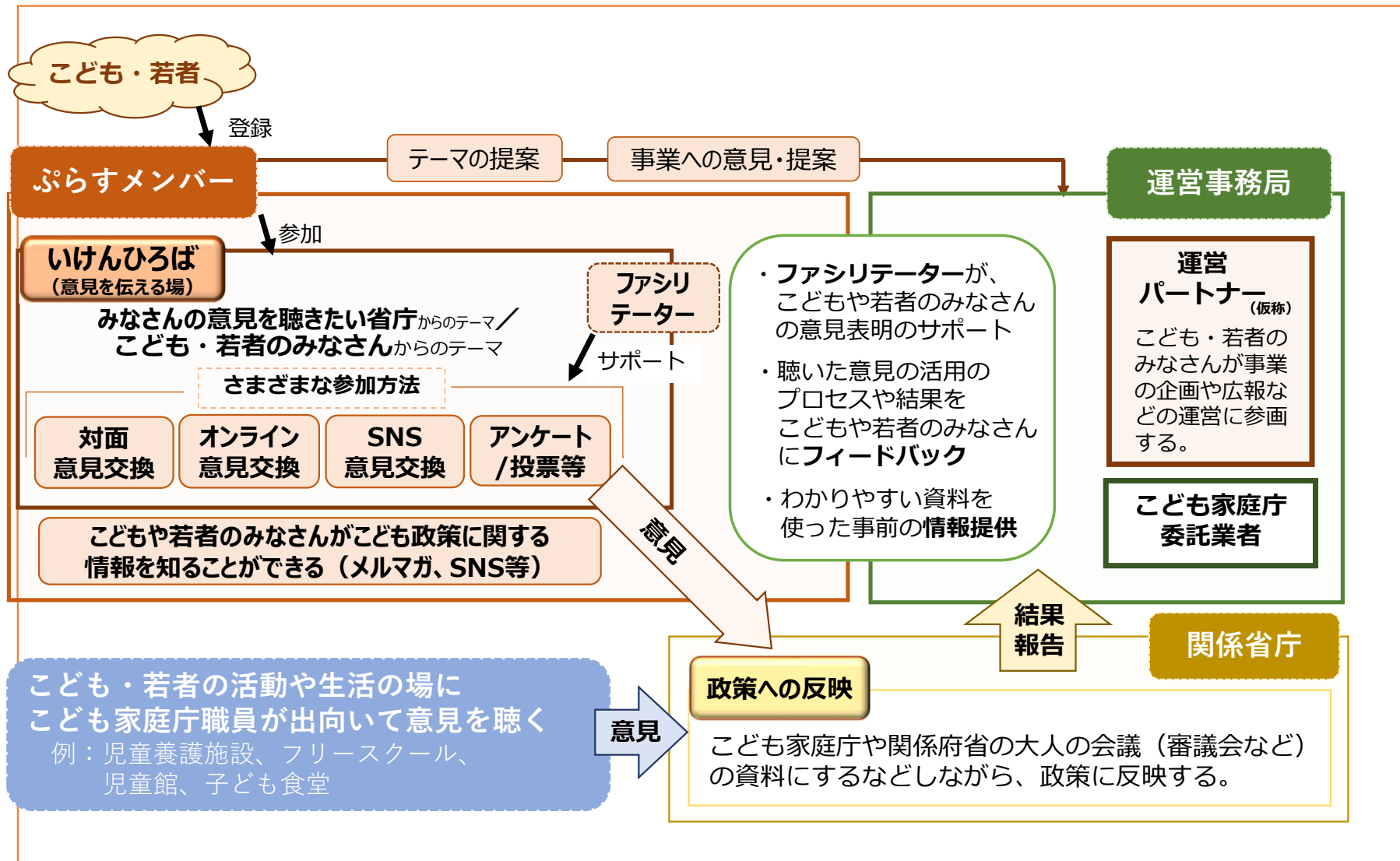
### ③ 「わかものこども若者★いけんぷらす」について



そこでつく作ったのが…

わかもの  
【こども若者★いけんぷらす】

### ③ 「こども若者★いけんぷらす」について



### ③ 「こども若者★いけんぷらす」について



き いけん  
**聞いた意見はどうなるの？**



き いけん だいじ しさく もくてき  
みなさんから聞いた意見を大事にして、施策の目的をふまえ、

いけん じつげん かんが しさく と く  
みなさんの意見が実現できるかどうかを考えながら、こども施策に取り組んでいきます。

たと き いけん かん くに とりくみ はな だいじ かいぎ とど  
例えば、みなさんから聞いた意見をこどもに関する国の取組を話し合う大事な会議に届けたりして  
ていきます。

いけん しさく はんえい  
また、みなさんからいただいた意見を、施策に反映できなかったとしても、

はんえい  
どうして反映できなかったか、みなさんに**フィードバック**していきます。





わかもの  
③ 「こども若者★いけんぷらす」について

「いけんひろば」の<sup>まえ</sup>前にできること

まいにち せいかつ

毎日の生活のなかで、

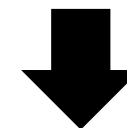
「もうすこしこうなったらいいな」とか、

「こういうところが変わったらいいな」

かんが  
を考えてみてください！

かんが  
さらにその考えたことを

ぜひ <sup>みぢか ひと はな</sup>身近な人と話しあってみてください！



## ④運営パートナー（仮）について



**「運営パートナー（仮）」を募集しています**



### 【役割】

ぷらすメンバーから意見を聴くための工夫や、こども・若者への情報発信の方法についてこども家庭庁の職員などと一緒に取り組んでいただく方（20人～30人くらい）です。

### 【応募受付期間】

2023年3月24日（金）～**5月12日（金）**まで

### 【応募できる人】

- ・2023年4月現在、**中学生以上**のぷらすメンバー
- ・会議や活動に積極的に参加できる人

### 【登録方法】

運営パートナーとしてやりたいことと関心のあるテーマを400～800字にまとめて、5月12日(金)までに専用フォームまたはメールで事務局に提出してください。（「**いけんぷらす 運営パートナー**」で検索！）